

三浦市みどりの条例の一部を改正する条例

三浦市みどりの条例（平成10年三浦市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「緑化推進」を「緑化の推進」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針」を「及び管理」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。